

当監督署における行事の他、労務管理、安全衛生、労働保険等に関する情報を提供いたします。

掲載内容についてご不明な点がある場合には、当監督署までお問い合わせください。

春日部労働基準監督署のレイアウトを変更しました。

平成30年4月1日から、全国の労働基準監督署に、「働き方改革」への取り組みを支えるため、働く方々の労働条件の確保・改善を目的とした「労働時間改善指導・援助チーム」を編成しました。

このチームは2つの班で編成されます。

全国の労働基準監督署内に「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、主に中小企業の事業主の方に対し、法令に関する知識や労務管理体制についての相談への対応や支援を行います。

それに伴い春日部労働基準監督署では、総合労働相談コーナー、労働時間相談・支援コーナー等相談窓口、労働基準法等の届出窓口のほか、安全衛生課を1階に移設しました。

労働保険関係の書類の提出、相談は2階で受付ます。

1階

労働条件等の相談

労働基準法に基づく各種届出・申請

(適用事業報告・時間外休日労働に関する協定届、就業規則届、一年単位の変形労働時間に関する協定届、貯蓄金管理に関する協定届、宿日直、断続的労働等許可申請、最低賃金減額特例許可申請等)

労働安全衛生法に基づく報告

(安全・衛生管理者、産業医等の選任報告、健康診断結果報告、労働者死傷病報告、特定元方の事業開始報告)

建設工事等の計画届

各種設置届等

(ボイラー・第一種圧力容器・クレーン・エレベーター・足場等の設置・変更届)

労働安全衛生法に基づく検査・免許申請関係

2階

労働保険に関する手続・相談

労災保険の給付請求

12時から13時は1階の業務を2階で行います。

スタートアップ労働条件

労働基準法の
基本的な仕組みを
知りたい。



労務管理・
安全衛生管理の
ポイントを知りたい。



起業に際して
支援相談や
サービスの
情報が欲しい。



スタートアップ労働条件 WEB診断

問B-1 就業規則・賃金・労働時間・年次有給休暇

就業規則を作成し、労働者に周知し、所轄労働署に届け出ていますか、いずれか一つを選んでください。

01/10問

1: 周知し、届け出ている。 2: 作成しているが、周知していない。

3: 周知しているが、届け出していない。 4: 作成していない。

5: 労働者が10人未満であるが、作成しているし周知もしている。 6: 労働者が10人未満であり、作成していない。

労働者数は、アルバイトやパートタイマーも含まれます。

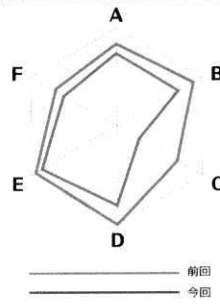
※ゲストユーザーとしてご利用の場合は、質問のA~A-6、B-3、D-6、E-2~E-9、E-14、F-5は欠番となります。
※登録ユーザーの方は、E-1が欠番となります。

設問に答えて

設問に答えると、スコア判定が
明示されます

スコア判定

総合判定 >>> 80/100



- A 募集・採用・労働契約の締結
- B 就業規則・賃金・労働時間・年次有給休暇
- C 母性保護・育児・介護
- D 安全衛生管理
- E 解雇・退職・懲戒解雇
- F 労働保険・社会保険・その他

赤: 重大な問題点を含んでいます
黄: 比較的軽微な問題点を含んでいます
緑: 寝かめるべき点を含んでいます
白: 問題点は含まれていません

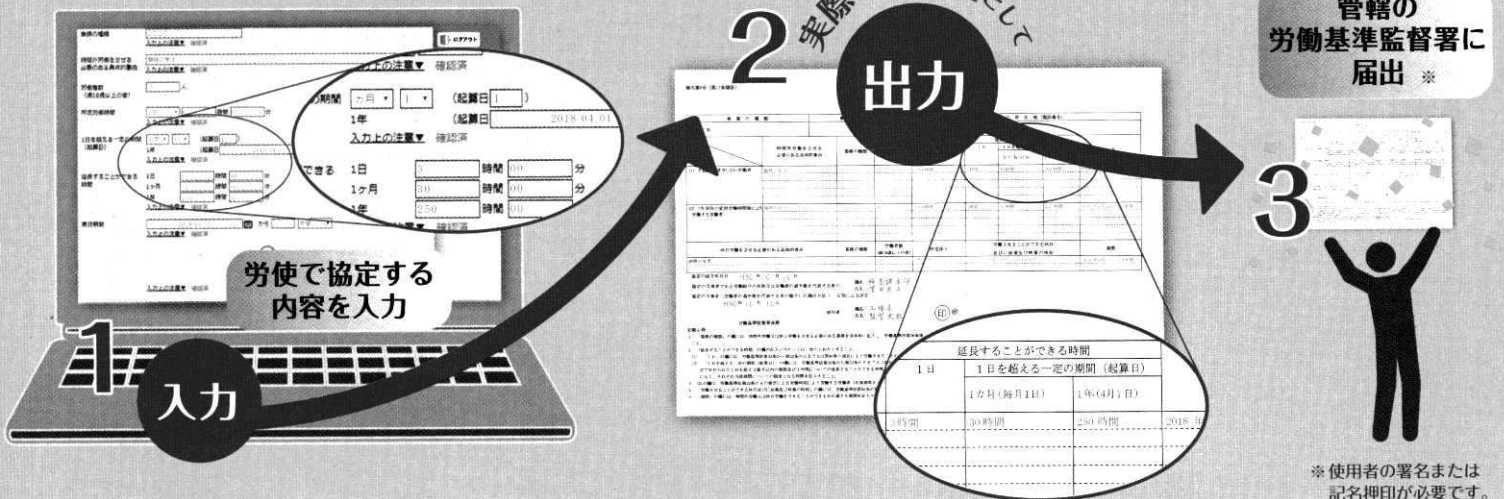
募集・採用、解雇・退職などの全6カテゴリの診断と、トラックやバスの自動車運転者、または介護業界特有の診断ができます。

◎診断結果だけでなく、改善等が必要な項目、手続き・届出方法や関係支援策なども提示します。

36協定届等作成 支援ツール

時間外労働を行うには、サブロク(36)協定届が必要です。36協定届を作成しようとしている事業者様、ぜひお役立てください。

- ・労使は、36協定届の様式を用いて36協定を締結することができます。
- ・協定届様式を用いて協定する場合は、労使ともに署名または記名押印をしてください。



事業場の皆様へ 確認しましょう！

産業医を選任していますか？

代表者が産業医を兼務していませんか？

check

産業医を選任していますか？

近年、過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルス対策等の重要性が増す中、産業医による医学的活動が不可欠です



常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は**産業医を選任**しなければなりません。

(労働安全衛生法第13条、労働安全衛生法施行令5条)

産業医の選任、選任している産業医の変更の際には、所轄の労働基準監督署に届け出が必要です。

(労働安全衛生規則第2条第2項、同規則第13条第2項)

check

法人の代表者等が産業医を兼務していませんか？

法人の代表者等を産業医として選任することは禁止となっています。
(平成29年 4月 1日施行)



産業医は、事業者に対し、労働者の健康に関わることについて、勧告を行うことができます。(労働安全衛生法第13条第3項)

しかし、法人の代表者等(※)が、自らの事業場の産業医を兼務している場合、労働者の健康管理と事業経営上の利益が一致しない場合も想定されることから、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがあり、適切ではありません。

もし、法人の代表者等を産業医として選任している場合は、早期に改善しましょう。

※ 法人の代表者又は事業経営主(事業者の代表者)

(例) 代表取締役、医療法人又は社会福祉法人の理事長

事業場においてその事業の実施を統括管理する者(事業場の代表者)

(例) 病院又は診療所の院長、老人福祉施設の施設長



労働保険年度更新に関するお知らせ

平成 30 年 6 月 1 日から同年 7 月 10 日の間、当署管轄の労働保険年度更新申告書（平成 29 年度確定・30 年度概算）の受付を下記のとおり行いますので、ご利用ください。
 なお、保険料納付につきましては、納付書により金融機関でお願いします。

随時 受付	6 月 1 日（金）～ 7 月 4 日（水）	8：30～ 17：00	春日部労働基準監督署 2 階事務室	春日部市南 3-10-13 ☎048-735-5228
----------	---------------------------	----------------	----------------------	------------------------------------

外部受付会場

集合 受付	7 月 2 日（月）	10：00～ 16：00	草加商工会議所 第 1 会議室	草加市中央 2-16-10
	7 月 3 日（火）	10：00～ 16：00	三郷市商工会 第 1 会議室	三郷市花和田 650-4
	7 月 4 日（水）	10：00～ 16：00	越谷市産業雇用支援セ ンター 会議室	越谷市東越谷 1-5-6
	7 月 5 日（木） 7 月 6 日（金） 7 月 9 日（月） 7 月 10 日（火）	9：30～ 16：00	ふれあいキューブ 1 階・多目的ホール C <small>来場者用の駐車場はありません。 公共交通機関をご利用ください。</small>	春日部市南 1-1-7

【持参するもの】

- 1 概算・確定保険料申告書
 - 2 同封の平成 29 年度確定保険料算定基礎賃金集計表
 （集計表に平成 29 年 4 月分～平成 30 年 3 月分の月別対象者数及び賃金を記入し
 て持参してください。）
 - 3 一括有期事業の場合は、一括有期事業報告書（「建設の事業」又は「林業の事業」）
 及び一括有期事業総括表（「建設の事業」のみ）。
 - 4 事業主印（持ち出し可能の場合）
- ※上記 2、3 の集計表や報告書等は、独自にパソコン等で作成したもので可能です。
 ※郵送の場合は、埼玉労働局労働保険徴収課又は管轄の労働基準監督署へお願いします。